

「いばらき県産品お取り寄せサイト」による いばらき県産品販売促進キャンペーン

茨城県の補助金による事業者支援事業

令和2年5月22日～令和3年3月31日まで（予定）

出品事業者案内用資料

一般社団法人 茨城県観光物産協会



いばらき県産品 販売促進 キャンペーン について



一般社団法人
茨城県観光物産協会

いばらき県産品販売促進キャンペーンの趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、県内の観光事業などは甚大な影響を受けております。一方で、ネットを通じた購買活動みは相当のニーズが認められているため、茨城県の補助金により、茨城県観光物産協会が運営している「いばらき県産品お取り寄せサイト」を活用し、販売機会が減少している県内事業者を支援します。

茨城県からの補助

- 出品事業者登録料
- 出品商品登録料
- 割引販売相当額



茨城県観光物産協会の取り組み

- お取り寄せサイトのリニューアル（県補助）
- 販促のためのプロモーション（県補助）
- 販売手数料の免除
- きめ細やかな相談対応

いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の概要



一般社団法人
茨城県観光物産協会

名称

「いばらき県産品販売促進キャンペーン」

期間

令和2年5月22日～令和3年3月31日まで（予定）
（事業予算の範囲内で行います。）

場所

いばらき県産品 お取り寄せサイトにて

対象

茨城県観光物産協会会員および県内物産事業者

特典

通常価格より全ての商品を20%OFFで販売

出展数

125事業者 県産商品250点（予定）

商品

農産品（野菜・果物・農産物加工品）、
食肉加工品、水産品、菓子（和菓子・洋菓子）、
味噌・醤油、飲み物（酒類・お茶・コーヒー・
ジュース）、工芸品、土産品、特産物他

出品

各事業者2点まで

登録料

新規事業者登録料・商品登録料 無料

価格

貴社の販売価格に準じる

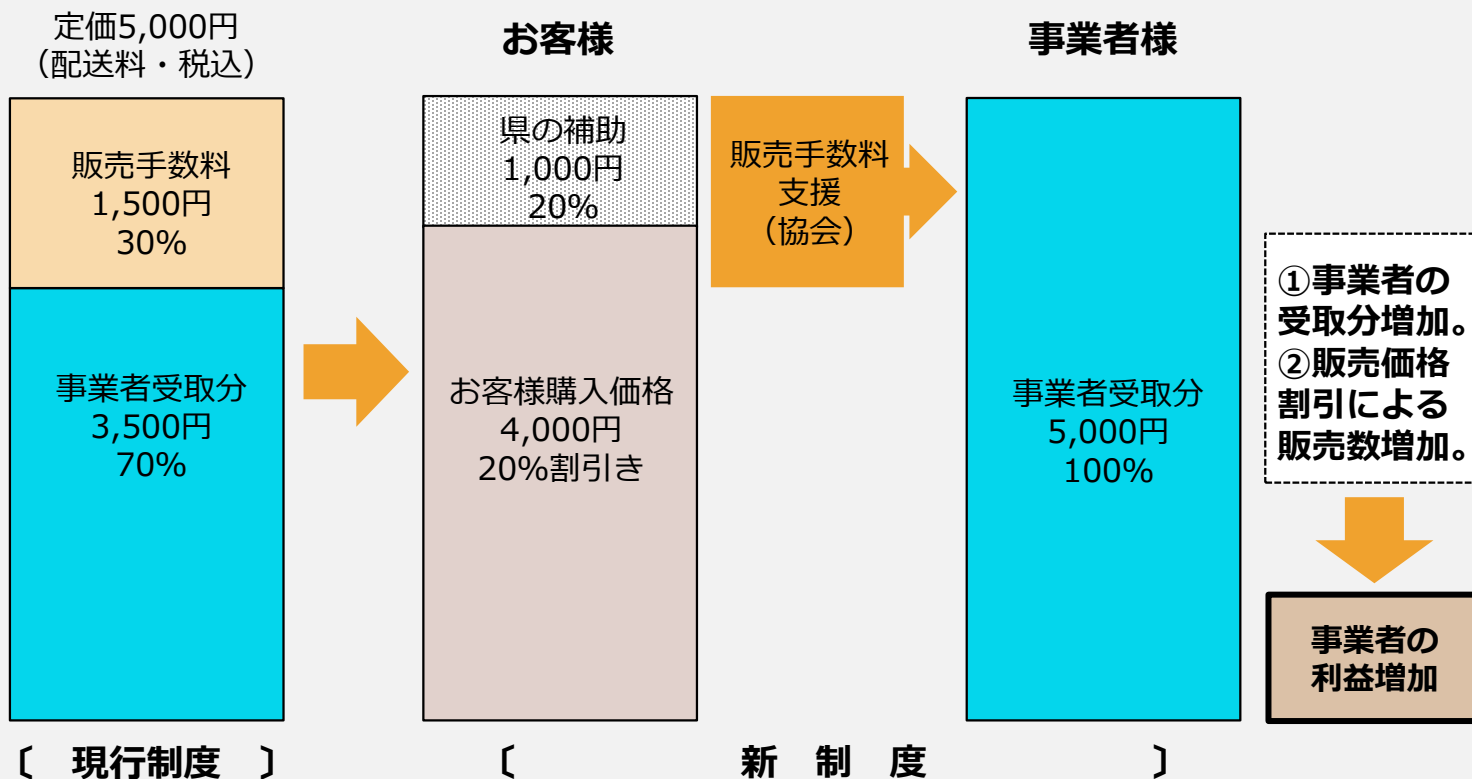
その他

代金の支払は、月末締の翌々月の15日支払い

いばらき県産品 販売促進 キャンペーン

販売手数料・割引額支援のイメージ

(例) お客様が、定価5,000円(配送料・税込)の商品を購入した場合



いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の配送料



一般社団法人
茨城県観光物産協会

いばらき県産品販売促進キャンペーンにおける配送料

購買者に商品価格を分かりやすくするために、商品価格と配送料を別途表示にいたします。

なお、配送料は以下の共通価格に設定いたします。（配送業者の指定はありません。）

<事例> 商品定価：5,000円 購入者：関西在住

商品価格	5,000円×0.8（2割引）	=	4,000円
配送料	1,000円×0.8（2割引）	=	800円
支払合計	4,800円		

※商品割引額1,000円+配送料割引額200円の合計1,200円を県で負担。

配送料金共通価格（配送料金は変えられません。）

※配送料金も20%OFFで販売いたします。 割引前料金

・ 関東・東北・信越・北陸・中部	900円	(税込)
・ 関西	1,000円	(税込)
・ 中国	1,100円	(税込)
・ 四国	1,200円	(税込)
・ 北海道・九州	1,300円	(税込)
・ 沖縄	1,600円	(税込)
※クール便	+ 300円	(税込)

いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の業務フロー

注文

お客様



いばらき県産品
お取り寄せサイト
(サイト管理会社)



- 注文確認
- ・ 発送先、送料確認
- ・ 入金確認
(クレジット決済・銀行振込)
- ・ 納品書、領収書有無の確認
- お客様からの問い合わせ対応
- 注文確認メール送付

※品物が2ヶ以上注文が入った場合、サイト管理会社より送料の確認が入ります。

茨城県観光物産協会

発注

メールまたはFAXにて発注
(平日 1日2回予定)

事業者様



発送後、宅配便送り状番号をメール
またはFAXにて連絡。

支払

- ・ 商品定価 + 共通送料
- ・ 月末締め翌々月の15日支払い

- 発送準備
- ・ 梱包
- ・ 送料確認
- ・ 送り状記入
- ・ 納品書、領収書封入※希望がある場合
- 商品発送

発送



いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の 프로모ーション

キャンペーン拡販のための 프로모ーション活動

○現お取り寄せサイトを特別仕様に変更

現サイトを本キャンペーン特別仕様に変更し、使いやすく魅力的なサイトへと変更する。

○SNS広告

facebook等のSNSを使い、ターゲティング広告を行う。

○販促用チラシ作成

首都圏近郊のサービスエリア等へのチラシの設置や、販促物の配布活動を行う。



一般社団法人
茨城県観光物産協会

いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の登録の流れ



一般社団法人
茨城県観光物産協会

STEP 1

各申込書（郵送にて送付・HPダウンロード）



茨城県観光物産協会より各申込書を送付または、協会HPよりダウンロード。

STEP 2

事業者登録申込書・商品登録申込書記入



- ・事業者登録（既存登録事業者は不要）
 - ・商品登録（商品画像がある場合はご提出ください）
- ※茨城県観光物産協会へメールもしくは郵送にて送付。

STEP 3

事業者・商品の確認登録



茨城県観光物産協会にて、事業者および商品を登録。

STEP 4

サイトへ商品掲載・販売開始（5月22日～）

いばらき県産品 販売促進 キャンペーン の申込先・方法



一般社団法人
茨城県観光物産協会

応募書類の提出・お問合せ

- 申請・提出書類
 - ・ 事業者登録申請書（既存サイト登録事業者は不要）
 - ・ 商品登録申請書（1商品につき1通）
 - ・ 出品商品写真（1商品につき3枚まで掲載可能）
※更に商品のPRを希望される場合は、別途の特別企画もございます。
 - ・ 事業者登録申請書および商品登録申請書は、
「いばらき県産品 お取り寄せサイト」ホームページより
ダウンロードしてください。

URL：<https://www.ibarakiguide.jp/news/paper.html>

- 提出方法
E-Mailもしくは郵送
- 提出先
（一社）茨城県観光物産協会 物産振興課 担当 日出山 郁
お問合せ時間 平日 8：30～17：15
〒310-8011 茨城県水戸市三の丸1-5-38
電話：029-226-3800
E-Mail：bussan@ibarakiguide.jp